

### 開催要綱の改正について

- 外国人雇用対策の在り方を、新型コロナウイルス感染症の影響に限らず、多角的な視点から検討できるよう、所要の改正を行うこととする。
- 令和6年に入出國管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律が成立した旨を加えることとする。
- 改正前後の開催要綱は別添のとおり。

(二重傍線は改正部分)

改正後	改正前
<p>外国人雇用対策の在り方に関する検討会 開催要綱</p> <p><b>1. 趣旨</b></p> <p>近年、我が国における外国人労働者の数は急激に増加し、この10年間で約3倍となった。この間、産業構造も絶えず変化しており、国内では、様々な分野で、多様な技能を有する外国人労働者が活躍している。</p> <p>こうした中で、平成31年には、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお深刻な人手不足である分野に労働者を受け入れるため、新たな在留資格「特定技能」が創設され、令和6年6月には、現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする育成就労制度が創設するための法律が成立了。また、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、我が国で共に働き、共に生きる存在として、外国人を受入れるための環境整備が政府全体で進められている。</p> <p>このように、複雑化する社会経済情勢の中にあっては、学識経験者や労使の代表による意見を聞きながら、雇用情勢の変化に応じた適時・的確かつ柔軟な外国人雇用対策を実施していくことが求められている。</p> <p>このため、本検討会は、我が国の労働市場の動向や、その中における外国人雇用の状況を確認しつつ、外国人雇用の在り方との対応策について、具体的な方向性を議論することを目的として開催するものである。</p>	<p>外国人雇用対策の在り方に関する検討会 開催要綱</p> <p><b>1. 趣旨</b></p> <p>近年、我が国における外国人労働者の数は急激に増加し、この10年間で約3倍となった。この間、産業構造も絶えず変化しており、国内では、様々な分野で、多様な技能を有する外国人労働者が活躍している。</p> <p>こうした中で、平成31年には、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお深刻な人手不足である分野に労働者を受け入れるため、新たな在留資格「特定技能」が創設されるとともに、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、我が国で共に働き、共に生きる存在として、外国人を受入れるための環境整備が政府全体で進められている。</p> <p>一方で、足下に目を向けると、新型コロナウイルス感染症の影響により、国際的な人の往来が一時的に停滞する等、社会活動に変化が生じ、様々な産業が打撃を受ける中で、外国人労働者にも影響が確認されている。</p> <p>このように、複雑化する社会経済情勢の中にあっては、学識経験者や労使の代表による意見を聞きながら、雇用情勢の変化に応じた適時・的確かつ柔軟な外国人雇用対策を実施していくことが求められている。</p> <p>このため、本検討会は、我が国の労働市場の動向や、その中における外国人雇用の状況を確認しつつ、アフターコロナも見据えた外国人雇用の在り方との対応策について、具体的な方向性を議論することを目的として開催するものである。</p>

## 2. 検討事項

当面の主な検討事項は、別紙1のとおりとする。

## 3. 構成員

構成員は、別紙2のとおりとする。

## 4. その他

- (1) 本検討会は、厚生労働省職業安定局長が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、座長を置き、構成員の互選により選出する。座長は、本検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、座長代理を置くことができる。座長代理は、構成員から座長が指名し、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代行することとする。
- (4) 本検討会は、必要に応じ、構成員以外の有識者等の出席を求めることができる。
- (5) 本検討会の会議、資料及び議事録は、原則として公開とする。

ただし、座長は、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができます。この場合においては、少なくとも議事要旨を公開する。

- (6) 本検討会の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課において行う。
- (7) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省職業安定局長と協議の上、これを定めるものとする。

## 2. 検討事項

当面の主な検討事項は、別紙1のとおりとする。

## 3. 構成員

構成員は、別紙2のとおりとする。

## 4. その他

- (1) 本検討会は、厚生労働省職業安定局長が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、座長を置き、構成員の互選により選出する。座長は、本検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、座長代理を置くことができる。座長代理は、構成員から座長が指名し、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代行することとする。
- (4) 本検討会は、必要に応じ、構成員以外の有識者等の出席を求めることができる。
- (5) 本検討会の会議、資料及び議事録は、原則として公開とする。

ただし、座長は、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができます。この場合においては、少なくとも議事要旨を公開する。

- (6) 本検討会の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課において行う。
- (7) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省職業安定局長と協議の上、これを定めるものとする。

<p>(別紙 1)</p> <p>外国人雇用対策の在り方に関する検討会 当面の主な検討事項</p> <p>(1) 外国人雇用の状況</p> <p>(2) 外国人失業者等に対するハローワークの対応</p> <p>(3) 外国人労働者の職場・地域における定着</p> <p>(4) 留学生の国内就職支援</p> <p>(5) その他外国人雇用対策に関する事項</p> <p>(別紙 2) (略)</p>	<p>(別紙 1)</p> <p>外国人雇用対策の在り方に関する検討会 当面の主な検討事項</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症禍における外国人雇用の状況</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症等の影響を受け困窮する外国人失業者等に対するハローワークの対応</u></p> <p>(3) 外国人労働者の職場・地域における定着</p> <p>(4) 留学生の国内就職支援</p> <p>(5) その他外国人雇用対策に関する事項</p> <p>(別紙 2) (略)</p>
---	---